

平成30年度鎌倉芸術館指定管理業務 第3四半期実績評価書(10月から12月まで)

① 芸術館の利用の承認、その取消し等に関する業務

施設利用件数	1,867 件	39,013,590 円
施設利用減免件数	50 件	1,717,800 円
施設利用承認・取消し件数	1,344 件	
施設使用率(全体)	87.9 %	
施設回転率(全体)	67.7 %	
来場者数	254,795 人	
(1) 施設抽選会 機械による自動抽選により抽選会は円滑に進みました。 抽選会参加者はホール71組、ギャラリー18組、諸室95組でした。		
(2) 施設利用承認等事務 利用料金の徴収、利用申請後の利用変更の手続は、適正に行われていました。		
(3) 施設利用料の徴収及び減免事務 施設利用料の徴収及び減免は、条例等の規定を遵守し、適切に事務処理が行われていました。		
(4) 利用者からのご意見と対応 小ホール抽選会に参加した団体から、土日の市の優先枠が多いのではないかと意見がありました。 また、鎌倉の団体を優先するのか、という意見があり、抽選システム構築業者にランダム抽選であるということを指定管理者が確認していました。 公演アンケートにあった利用者からの意見に対し、指定管理者の対応状況を確認しました。 市は、今後も、利用者からの意見等に関しては、指定管理者と密接な連絡調整を行い、適切な対応をしていきます。		

② 施設等及び物品の維持管理に関する業務

保守点検日	14 日
休館日	8 日
(1) 施設管理に関する項目 別紙「施設管理に関する項目:チェック表」のとおり確認	
(2) 舞台設備等 舞台・音響設備、各種ピアノの保守点検業務は、日常点検を始め、各種定期点検を計画的に実施し、適切に業務が行われました。	

(3) 24時間有人管理

設備及び警備業務の24時間有人管理は、今期も継続され、適切な管理運営が行われました。

③ 芸術文化の振興に関する業務

自主事業売上(チケット収入) 14,040,969 円

(1) 実施した公演 7公演

番号	公演日	公演名	売上(チケット収入)
1	10月13日	ザ・ベース・ギャング	1,527,575円
2	10月21日	かまくらシネマMETライブビューイング「トゥーランドット」	1,078,000円
3	10月28日	かまくら名人劇場 第35回「大看板三味」	1,602,044円
4	11月3日	アラン・ギルバート指揮NDRエルプフィルハーモニー管弦楽団	5,905,750円
5	11月18日	徳永二男が案内する「室内楽の魅力」	1,355,600円
6	12月4日	音楽ホールピアノ試奏会～2台のピアノを弾き比べよう～	8,000円
7	12月23日	鎌倉芸術館「第九」2018	2,564,000円

(2) 公演情報の周知

鎌倉芸術館ホームページ、アートナビ等にて公演情報を周知していることを確認しています。様々なメディアを活用し、積極的なPR活動を行っています。特に、記者会見の場をできるだけ設定し、出演者へのインタビューも取り入れて、マスコミへの働きかけを活発に行っています。

(3) 公演チケットの発売状況

発売を実施した公演 13公演

番号	公演日	公演名	配券率 <small>(公演日もしくは第3四半期末時点)</small>
1	10月13日	ザ・ベース・ギャング	31.5%
2	10月21日	METライブビューイング「トゥーランドット」	77.1%
3	10月28日	かまくら名人劇場 第35回	84.0%
4	11月3日	NDRエルプフィルハーモニー管弦楽団	36.5%
5	11月18日	徳永二男が案内する「室内楽の魅力」	63.4%
6	12月4日	音楽ホールピアノ試奏会～2台のピアノを弾き比べよう～	100.0%
7	12月23日	鎌倉芸術館「第九」2018	100.0%
8	1月19日	「鎌倉と能」～能面から見る世界	42.0%
9	1月27日	鎌倉芸術館ゾリスTEN Vol.46 新春コンサート	43.3%
10	2月16日	OZONE Collection 小曾根真 ソロ・コンサート	71.8%
11	2月23日	日本の美、再発見「名曲鑑賞能」	40.3%
12	3月3日	VOJA-tension Let's Sing ゴスペル!	22.0%
13	3月16日	かまくらシネマ 名作サイレント映画 ①『椿姫』 ②『オペラ座の怪人』	18.1%

④ その他芸術館の設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

<p>(1) 市町村文化施設などの地域との連携に関する業務</p> <p>① 湘南地域文化施設連絡協議会等 指定管理者が湘南地域連絡協議会に出席しました。</p> <p>② 市内公共施設との連絡 鎌倉文化施設連絡会議や、大船フラワーセンターとの打ち合わせにおいて、市内公共施設との連絡調整し、交流を図り、文化事業の周知を行いました。</p> <p>③ その他 鎌倉女子大学のインターンシップ生、御成中学校職業体験、大船小学校社会科見学の受け入れを行っていました。 「今求められる劇場管理者の役割と今後の考え方」講座に出席していました。</p>
<p>(2) 芸術館で開催する公演のチケット発券に関する業務</p> <p>① 施設利用者のチケットの販売業務 芸術館利用者のチケット販売に関しては、芸術館利用者へのサービスの一環として、チケット販売委託業務を行い、ホームページ等による広報活動も行いました。</p> <p>② チケットの作成業務 芸術館利用者へのサービスとしてチケットの作成業務を行いました。</p>
<p>(3) 情報紙の発行やホームページの作成など広報業務</p> <p>① 情報紙の発行 情報紙「鎌倉芸術館アート・ナビ 2018冬号」の発行を行いました。 市内各戸にポスティングし、また、市役所を含む市内公共施設に配置しました。</p> <p>② ホームページの作成 独自のホームページにより情報提供を行いました。内容も、お知らせだけにとどまらず、公演や記者会見の様子などもアップして、鎌倉芸術館の様々な面を公表しています。 また、フェイスブックを活用するなど情報提供に工夫しています。</p> <p>③ 広報かまくら等への情報提供 広報かまくらへの公演情報の提供を行いました。毎月15日号への定期的な掲載のほか、トピックス的な公演情報や鎌倉芸術館についてのお知らせ記事等も掲載しています。</p> <p>④ ネット会員・かまくらアーツ・クラブ 無料会員「ネット会員」と有料会員「かまくらアーツ・クラブ」の登録受付を行いました。 12月末時点「かまくらアーツ・クラブ」会員数 1,315 人</p>
<p>(4) 利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務</p> <p>① 業務日報・月報のとおり、利用状況、入場者数など統計の報告が行われました。</p> <p>② 自主公演時に来場者アンケートが実施されました。</p>

⑤ 全体評価

<p>第5期指定管理期間の平成30年度第3四半期指定管理業務について、次のとおり評価します。 業務内容を十分に理解し、適正な対応がされていますが、基本協定書において期日が定められている書類提出に遅延がありました。 総評として、今期は、各指定管理業務の一部について、業務の水準を満たしていないと判定します。</p>
<p>(1) 芸術館の利用承認等業務 利用承認事務については、今期においても公平で適正な事務処理が行われました。 施設利用率も高水準を維持しており、全体的に積極的な運営がなされています。 予約抽選も、機械による自動抽選が円滑に行われました。</p>
<p>(2) 施設等維持管理業務 施設の維持管理業務に関しては、施設の安全性や快適性にも十分配慮し、業務基準に適合した業務が行われました。舞台管理業務も、舞台設備の日常点検を始め、施設利用においても、利用者サイドに立った業務を行い、良好な管理業務を実施したと判定します。</p>
<p>(3) 文化事業は、今期では7公演が実施されました。完売した公演や70%超の高い集客率の公演もありました。6年ぶりの海外のオーケストラ公演については、関連企画として音楽講座を実施し、市内事業者からの協賛金を得るなど、工夫が見られました。第九の公演では、講座開催、皆勤賞贈呈など、参加者向けの取組みも継続して行われていました。今後も特色ある公演を意欲的に取り組まれることを期待します。</p>
<p>(4) アートナビの発行、かまくらアーツ・クラブの運営、ホームページなどによる情報の提供など、各業務が今期においても引き続き実施されました。</p>
<p>(5) 9月30日が提出期限の平成31年度の事業計画書及び収支予算書が11月21日に提出されました。指定管理者に遅延の理由について尋ねたところ、事業計画書の提出期限について業務基準書17(2)アに11月末日までと記載があるため、11月末日までに提出する予定であったとのことです。事業計画書の提出期限については、基本協定書第11条第2項で9月末日までと規定があり、基本協定書第12条第2項により、業務基準書と基本協定の内容に齟齬があった場合は、基本協定を優先することとなり、指定管理者へはこの旨説明済みです。 今後は、期日が定められている書類等の提出は、遅延することがないように注意し、業務を円滑に行うことを求めます。</p>

平成30年度 施設管理に関する項目【チェック表】 第3四半期分(10月～12月分)

項 目	点検内容	チェック欄
1 総括管理業務	日報・月報	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
2 設備機器保守運転業務		
ア 電気設備保守運転等業務	日報・月報	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
イ 空調調和設備保守運転等業務	日報・月報	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
ウ 給排水衛生設備保守運転等業務	日報・月報	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
エ 機器計器等点検業務	日報・月報	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
3 保安警備業務	日報・月報	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
4 清掃業務	日報・月報	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
5 定期清掃業務	適宜報告	<input checked="" type="checkbox"/>
6 環境衛生管理業務	日報・月報	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
7 駐車場管理業務		
ア 駐車場運営業務	日報	<input checked="" type="checkbox"/>
イ 機械駐車設備保守点検業務	月1回	<input checked="" type="checkbox"/>
ウ 駐車管制設備保守点検業務	2回	-
8 受付案内業務	月報	<input checked="" type="checkbox"/>
9 舞台等管理業務	日報・月報	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
10 中央監視設備保守点検業務	年1回の精密点検 12/18～19実施 点検する量が多く、2回に分けて実施	<input checked="" type="checkbox"/>
11 舞台照明設備保守点検業務	年1回の定期点検	-
12 舞台音響設備保守点検業務	年1回の定期点検 小ホール12/13～14実施	<input checked="" type="checkbox"/>
13 舞台機構設備保守点検業務	通常定期点検整備(年2回) 10/15～17実施	<input checked="" type="checkbox"/>
	機能点検(吊物・床機構)(年2回) 大小	-
	レベル設定器定期点検(年2回) 大	-
	CPU管理装置定期点検(年2回) 小	-
	操作盤制御盤点検(年1回)	-
	絶縁低抗測定(年1回)	-
14 構内電話設備保守点検業務	年6回 11/7実施	<input checked="" type="checkbox"/>
15 受変電設備法定点検業務	年1回	-
16 昇降機設備法定点検業務	月1回	
	高速乗用昇降機4台(1～4号機)	<input checked="" type="checkbox"/>
	中速荷物用昇降機1台(5号機)	<input checked="" type="checkbox"/>
17 エスカレーター設備法定点検業務	月1回	<input checked="" type="checkbox"/>
18 消防用設備法定点検業務	1回	
	外観・機能点検 一式(6力月点検) 11/7、12/5、12実施	<input checked="" type="checkbox"/>
	総合及び外観機能点検 一式(12力月点検)	-
	法定点検報告書作成 一式(消防提出用)	-
19 身体障害者用昇降機設備法定点検業務	月1回	<input checked="" type="checkbox"/>
20 直流電源設備法定点検業務	年1回	
	精密点検	-
	簡易点検 12/12実施	<input checked="" type="checkbox"/>
21 煤煙濃度測定法定点検業務	年2回	
	ばいじん濃度測定 一式	-
	窒素酸化物濃度測定 一式	-

平成30年度 施設管理に関する項目【チェック表】 第3四半期分(10月～12月分)

項 目	点検内容	チェック欄
22 非常用発電設備法定点検業務	年2回	
	外観機能・作動点検 一式 12/12実施	☑
	総合点検 一式	-
23 シャッター設備保守点検業務	年1回	
	駐車場入口スチールシャッター 11/7実施	☑
	大ホール搬入口スチールシャッター 11/7実施	☑
	小ホール搬入口スチールシャッター 11/7実施	☑
	ピアノ庫スチールシャッター 11/7実施	☑
24 ピアノ保管業務	長期休館期間のうち6月から8月のみ	-
25 ピアノ保守点検業務(カワイ)	EX(ホール) 1台 年2回 12/3実施	☑
	RX-6(練習室) 1台 年6回 11/12実施	☑
26 ピアノ保守点検業務(スタインウェイ)	モデルD型(ホール) 1台 年2回 11/19～20実施	☑
27 ピアノ保守点検業務(ベークンツォルファー)	Mod.290(ホール) 1台 年4回 12/3実施	☑
28 ピアノ保守点検業務(ヤマハ)		
グランドピアノ(ヤマハ)	CF-ⅢS(ホール) 1台 2回 11/19～20実施	☑
	S700E(リハ室) 1台 6回 11/12実施	☑
	C7E(集会室) 1台 4回 11/12実施	☑
アップライトピアノ(ヤマハ)	HQ31RS(練習室) 1台 6回 11/12実施	☑
	UX30A(スタジオ) 1台 6回 11/12実施	☑
	U30A(楽屋) 3台 4回 11/19実施	☑
29 ホール椅子保守点検業務	適宜報告	-
30 レジオネラ属菌調査業務	年1回	-
31 外構内庭植栽管理業務	剪定工 年1回以上 11/7実施	☑
	除草工 年1回以上 11/7実施	☑
	施肥工 年1回	-
	消毒工 年1回	-
	灌水工 年1回	-
	中庭清掃工 5回以上 11/7実施	☑
32 機械警備業務	月1回 適宜	☑
33 自動ドア設備保守点検業務	DS型身体障害者用自動ドア6台 年4回 12/12実施	☑
34 弱電設備保守点検業務	年1回 12/5実施	☑
35 公共建築物定期点検業務	建築物・建築設備 3年以内ごと	-
	昇降機 1年以内ごと(毎月の法定点検で実施)	-
36 圧力容器点検業務	年1回	-
37 簡易専用水道検査業務	年1回 12/3実施	☑
38 防火対象物定期点検業務	年1回 12/5、12実施	☑
39 防火設備(シャッター・ドレンチャー)点検業務	年1回	-

平成30年度 第3四半期判定評価表

No	判定評価項目	判定点	10月	11月	12月	計
1	定例の報告が次回報告するべき時期まで報告されなかった。(業務日報を除く)	3	○	○	○	9
2	期日を定められた報告の10日以上が遅延(事前の遅延に対する了解がある場合を除く)	3	×	×	○	3
3	業務報告内容の不備(あらかじめ報告として求められている内容が示されない・添付されない)	3	○	○	○	9
4	報告内容に虚偽がある	40	○	○	○	120
5	利用者からのクレーム原因となった事由の原因が相当な場合	3	○	○	○	9
6	利用者からのクレーム後の処理が不適切で再クレームがあった場合	3	○	○	○	9
7	館内における利用者の事故に対する処理が不適切	3	○	○	○	9
8	協定等で定められたことに対し、正当な理由無く甲の指示・指導に従わない	10	○	○	○	30
9	協定書等あるいは仕様書とおりの業務の遂行がされない(予定業務の未実施、不履行)	20	○	○	○	60
10	故障等の放置及びその報告の遅れにより業務に支障が出た	10	○	○	○	30
11	安全措置の不備による事故の発生	30	○	○	○	90
12	個人情報の漏洩	100	○	○	○	300
13	災害に対する対応が不備	3	○	○	○	9
14	法定点検・定期点検結果の10日以上遅れの報告の遅れ	3	○	○	○	9
15	法定点検等の結果報告の遅延により、施設利用上の支障が出た場合	10	○	○	○	30
16	乙の責により利用者に重大な悪影響を及ぼす事態の発生等	20	○	○	○	60
17	業務の放棄・市との連絡調整を長期にわたり行わない	100	○	○	○	300
18	市と指定管理者が協議に基づき具体的に定める事項について市からの指導・指示に従わず、業務の遅延が出た	20	○	○	○	60
19	業務の怠慢(協定等で定める業務を指示・指摘を受けなければ行わない、指摘による期日を守らない)	30	○	○	○	90
20	施設の管理瑕疵により利用者に事故等が発生した場合	20	○	○	○	60
21	指定管理者の責により予定していた芸術文化事業が中止となった場合	20	○	○	○	60
22	清掃業務の仕上がりに対して妥当な指摘事項があり、手直しを行う事例が2回以上あった	10	○	○	○	30
23	関係者(その範囲については、市が定める)への連絡不備等	3	○	○	○	9
24	施設利用者等への対応不備	20	○	○	○	60
		487	484	484	487	1455